

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ひとり暮らし及びこれに準ずる世帯の高齢者、重度身体障害者等に対し、緊急通報システム装置（以下「装置」という。）を設置することにより、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、岩国市緊急通報システム整備事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、おおむね65歳以上のひとり暮らし又はこれに準ずると市長が認める高齢者並びにひとり暮らし及びこれに準ずる世帯の重度身体障害者等とする。

(装置の性能)

第 3 条 設置する装置は、対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に通報できるものとし、緊急通報システム受信センター（以下「受信センター」という。）と双方向通話することが可能な機種とする。

(支援体制)

第 4 条 装置の設置に当たっては、次に掲げる支援体制の整備を行うものとする。

- (1) 対象者は、緊急時に迅速に対象者宅に出向き、状況等を確認し、適切な措置を執ることができる通報先を必要に応じ選定し確保するものとする。ただし、やむを得ない事情等により確保が困難な場合は、この限りでない。
- (2) 市長は、緊急時の救援等のため、最終通報先として岩国地区消防組合消防本部を確保し、緊急対応を確立するものとする。

(申請等)

第 5 条 装置の設置を希望する者が市長に提出する書類は、緊急通報システム装置設置申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）及び確認書（様式第 2 号）とする。

- 2 前項に規定する申請書及び確認書並びに承諾書の提出は、受信センターを経由して行うことができるものとする。
- 3 市長は、第 1 項に規定する書類の提出があったときは、予算の範囲内で設置の決定をするものとする。

(利用料)

第 6 条 装置を利用する者は、1 か月当たり517円を利用料として受信センターに支払うものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年 3 月 20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、合併前の岩国市緊急通報システム整備事業実施要綱（平成12年 4 月 1 日岩国市制定）、由宇町緊急通報システム設置運営要綱（平成 3 年由宇町告

示第20号)、玖珂町緊急通報システム運営事業実施要綱(平成3年玖珂町要綱第6号)、本郷村緊急通報システム設置運営要綱(平成12年本郷村要綱第4号)、周東町緊急通報システム・シルバーホーン使用料助成要綱(平成2年周東町要綱第5号)、錦町緊急通報装置設置運用事業要綱(平成15年錦町制定)又は美川町緊急通報装置設置運用事業要綱(平成12年美川町要綱第2号)(以下これらを「合併前の要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 合併前の岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町又は美川町の区域に係る平成17年度の装置の設置については、この要綱の規定にかかわらず、合併前の要綱の例による。

附 則(平成26年4月1日要綱第24号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日要綱第126号)

令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日要綱第43号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩国市緊急通報システム整備事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)第5条の規定によりされた申請は、この要綱による改正後の岩国市緊急通報システム整備事業実施要綱第5条の規定によりされた申請とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和5年4月1日要綱第12号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。